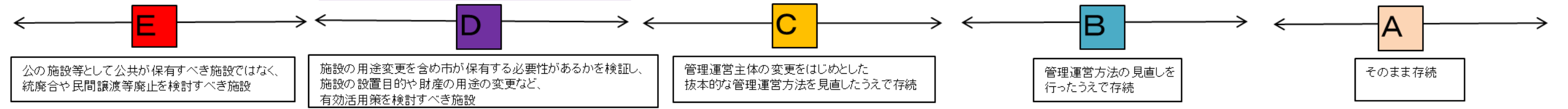
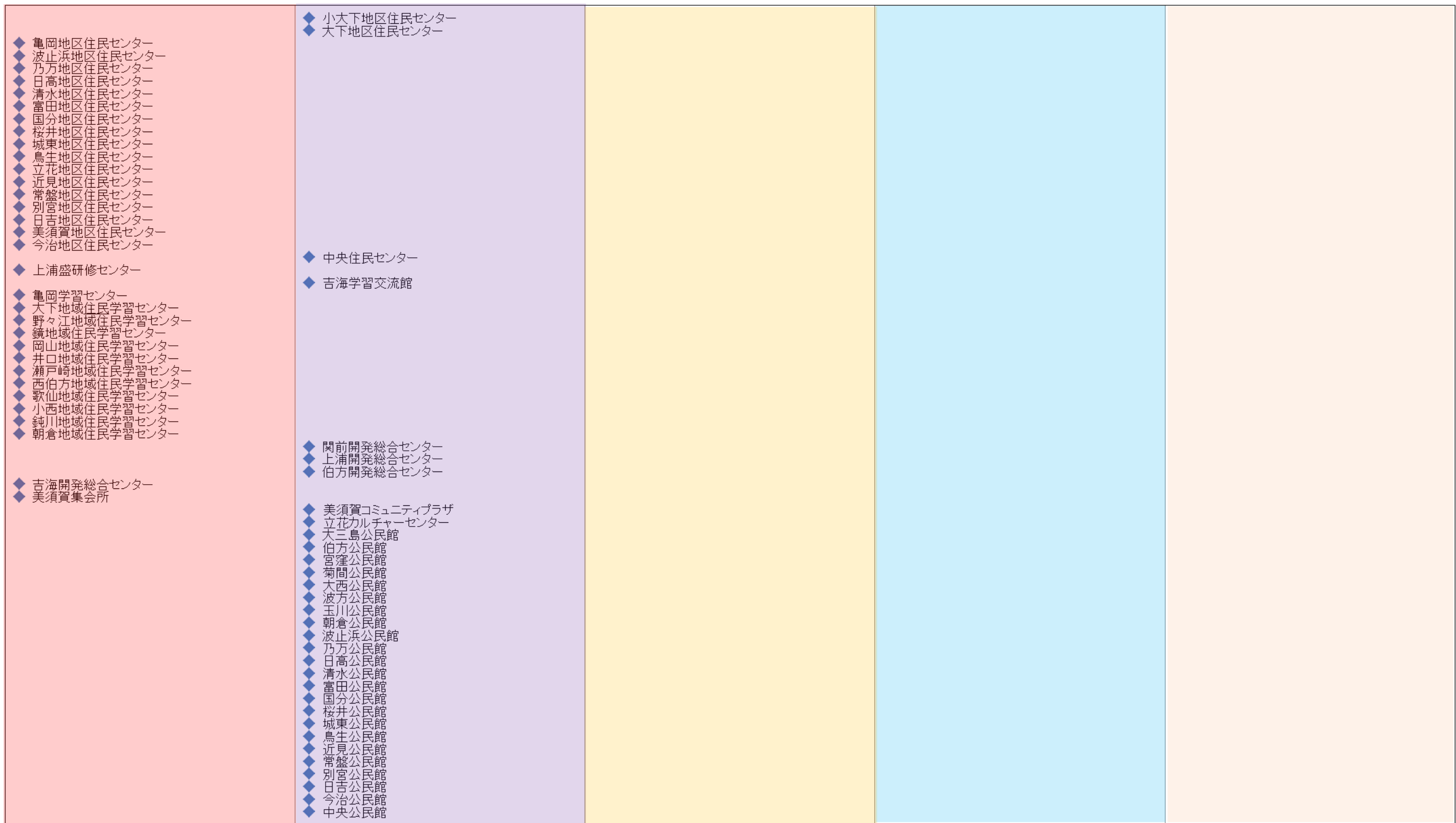


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 15公民館・住民センター



【15 公民館・住民センター】

評価の概要

『公民館』は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、以って住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する目的で設置された施設です。

『住民センター』は、地域住民のコミュニティ活動、住民票等の交付に関する事項等を行う施設です。

現在、『公民館』及び『住民センター』の複合施設等で行われている活動は、住民センターの本来の機能である地域住民のコミュニティ活動については公民館活動の中で展開されており、住民センターの機能については、住民票等の交付が主な業務になっているなど、ほとんどの活動が公民館活動となっています。複合施設における住民センターについては、本来の設置目的における機能・役割の整理ができておらず、存続させる必要性が薄らいでいると考え、「中央・大下地区・小大下地区」以外の住民センターは、公民館に機能集約することにより廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

また、本施設のグループにおいて、『開発総合センター・地域住民学習センター等』の貸館・集会所的に利用されている施設については、旧町村単位により、公民館としての活動拠点となりうる施設（社会教育関係事業の拠点施設）かどうか整理が必要であり、集会所的に利用となっている施設については、公の施設としては廃止し、地元集会所としての利活用を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。